

目 次

1. 仲会長が(公社)全日本トラック協会常任理事に就任	1
2. (公社)大分県トラック協会 委員会の委員長及び副委員長を任命	1
3. 平成30年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)事前説明会を開催	3
4. 頭啓発活動(事故ゼロの日)の実施結果	4
5. 「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください	5
6. 平成30年度 各種助成金について	5
7. 平成30年度 運行管理者等一般講習《貨物》の開催について	6
8. 平成31年度(2019年度)流通経済大学推薦入試について	9
9. 会員だより (有)トランスポートサービス・ミエノが安全大会を開催	11
☆青年部だより	12
☆行政だより	
(1) 小売業者が引き取った特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡し等について	13
(2) 運送事業者との適正取引及び労働時間のルールへの御理解と御協力をお願い	15
(3) コンテナへのヒヤリ侵入防止等に係る傘下事業者への再協力依頼について	16
(4) 健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について	20
(5) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について	21
☆国税だより	23
☆大分産業機械技能教習所だより	24
☆陸災防だより	
講習案内	25
☆お知らせ	
(1) NASVAからのお知らせ	27
(2) 総務省九州総合通信局からのお知らせ	28
(3) 時間外労働等改善助成金のご案内	
○時間外労働上限設定コース	29
○勤務間インターバル導入コース	31
○職場意識改善コース	33
○団体推進コース(新設)	35
(4) 新入会員紹介	37
(5) 会員名簿訂正方のお願い	37
(6) 燃料情報	37
(7) 行事予定表	39
(8) 帳票関係FAX注文書	40

標準貨物自動車運送約款改正関係についてホームページで閲覧可能となっております。

○-----○
当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

(公社)大分県トラック協会 仲会長 (公社)全日本トラック協会常任理事に就任

平成30年6月28日(木)、第一ホテル東京において(公社)全日本トラック協会第94回通常総会が開催され、(公社)大分県トラック協会仲浩会長が常任理事に就任いたしました。



全日本トラック協会の総会

(公社)大分県トラック協会 委員会の委員長及び副委員長を任命

平成30年6月26日(火)、ホテル日航大分オアシスタワーにおいて、第3回臨時理事会を開催し、(公社)大分県トラック協会専門委員会・特別委員会の委員長および副委員長が次のとおり任命され、仲会長から任命書が交付された。



任命式の様子

委員長・副委員長名簿

(敬称略)

委 員 会 名	委 員 長	副 委 員 長
総務・企画委員会	村 本 茂	栗 林 孝一郎
適正化事業委員会	山 下 柁 規	藤 野 一 仁
交通・環境対策委員会	三 宮 俊 二	佐 藤 宗 朝
交付金・近代化委員会	仲 摩 一 夫	田 邊 康 宏
労 働 委 員 会	藤 本 繁 喜	中 原 寿 博
予算策定検討特別委員会	仲 浩	仲 摩 一 夫
事業推進評議委員会	内 村 隆 志	

(公社)大分県トラック協会専門・特別委員会組織表

支部 委員会	大分西		大分東		別		北		西		南	
	上段：委員長 下段：副委員長	支部長	支部長	支部長	支部長	支部長	支部長	支部長	支部長	支部長	支部長	支部長
支部		山下 征規	中原 寿博	佐藤 宗朝	栗林 孝一郎	藤本 繁喜	中野 健造					
総務・企画		山下 征規	中原 寿博	佐藤 宗朝	栗林 孝一郎	藤本 繁喜	中野 健造					
適正化事業		平野 秀文 住吉運輸産業(株)	京泉 秀男 鶴海運輸(株)	加藤 浩至 大分海産運送(株)	三浦 政人 (株)鶴見運送	松村 政樹 高田通運(株)	種村 直人 種村産業(株)	合谷 文彦 合谷産業運輸(株)	武田 浩樹 (株)のほら運送	友岡 孝幸 (株)豊友運輸	山橋 健悟 (株)山橋運送	佐賀 良育 東野運送(株)
交通・環境対策		恒川 治之 三協通産(株)	石川 浩 新リサイクルテクノロジ	内田 恭裕 東九州運輸(株)	元長 重太郎 たいら運輸(株)	宇留 嶋雅章 (株)うるしま運送	藤田 利規 (株)扇運輸	樋口 清彦 (株)アサヒサービス	魚返 初美 (株)魚返産業運輸	工藤 誠司 工藤産業(株)	荻本 豪人 開成輸送(株)	白江 貞憲 西武陸運(株)
交付金・近代化		中村 俊行 (株)大平運輸	藤野 浩一 (株)坂本産業所	安達 哲也 (株)三興	三ヶ尻 麗子 (株)ICL	宮丸 龍昭 中野ダイキョー運輸(株)	岩尾 敏 中野ダイキョー運輸(株)	原田 勝 東久大通運(株)	山崎 淳三 (株)ヤマサキ	土井 克也 ポータル/オ-ビ(株)	和田 公平 たちばな運輸(株)	土井 克也 ポータル/オ-ビ(株)
労働		森 秀二 日隆運輸(株)	三宮 俊二 大分物流サービス(株)	池田 富土生 白井運送(株)	仲摩 一夫 (株)別府急配	奥田 和茂 奥田生コン(株)	岡光 夫 中山運輸(株)	高森 辰丸 (株)高森	川野 博美 (株)大の葬祭	大野 貴照 龍南運送(株)	神田 浩文 神栄運送(株)	神田 浩文 神栄運送(株)

予算策定	仲 浩	中野 健造 (株)中野高速運輸
検討特別	仲 摩 一夫	藤本 繁喜 運協運送(株)

事業推進	内村 隆志	川村 明美 NPO法人大分県福祉 NPO大分県福祉問題 ネットワーク(役員)	安藤 誠 NPO法人大分県福祉 福祉協議会(役員)	岩崎 美紀 男女共同参画推進 委員(中小企業・新卒)	仲 浩 (株)中津急行	佐藤 政信 (株)福伸急送	
評議委員会	河野 功 有識者	井上 礼子 有識者	村上 明美 有識者	池邊 泰治 大分合同新聞社 大分合同新聞社 職労アサヒ部長	岩崎 美紀 男女共同参画推進 委員(中小企業・新卒)	仲 浩 (株)中津急行	佐藤 政信 (株)福伸急送

部 委員会	特別積合せ	海上 コンテナ	木	ダンプ	タンク ローリー	鉄鋼・重量	食料品	工業品	引越	霊柩
適正化事業	二ノ宮 秀徳 日成運送(株)		梅木 真次 九重運輸(株)	阿南 敬史 (株)阿南建材	徳永 賢太郎 江藤運輸(株)	中村 俊行 (株)大平運輸	二ノ宮 秀徳 日成運送(株)	其田 昭典 新生運送(株)	重光 厚志 日本通運(株)大分支店	麻生 伸一 (株)サンレー
交通・環境 対策	阿部 貴樹 (株)戸次急配		佐藤 芳和 (株)藤義運輸	安達 哲也 (株)三興	穴見 和弘 大分松藤商事(株)	長縄 弘貴 丸高産業運輸(株)	長縄 弘貴 丸高産業運輸(株)	藤原 伸良 (株)テクノ	藤井 秀男 (株)中津急行(大分管)	秀平 賢二 (株)秀平

安全・安心・信頼のGマーク

平成30年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業 (Gマーク) 事前説明会を開催

去る5月29日(火)、5月31日(木)大分県トラック会館において、(公社)大分県トラック協会の主催により、安全性優良事業所(Gマーク)の取得・更新を希望する会員事業所のフォローアップを図ることを目的に、標記説明会を開催し、83名の会員が参加した。

説明会では、具体的な申請方法や留意点について詳しく説明され、参加者は熱心に聴講していた。



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会
Japan Trucking Association

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施していますが、平成30年5月に実施された結果についてご報告致します。

支部名	時間	場所	事業所数	人数	備考
大分西支部	7:30～8:00	大分市横瀬 大分南警察署前	7社	7人	6月20日
大分東支部	16:30～17:00	大分市 大分東警察署前	13社	13人	6月25日
県北支部	7:45～8:15	中津市 田尻交差点	10社	17人	6月20日
	7:45～8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前 他	6社	7人	6月20日
西部支部	7:30～8:00	日田市 玉川交差点	4社	5人	6月22日
県南支部	11:00～11:30	臼杵市 臼杵津久見警察署前	12社	12人	6月22日

※平成30年6月30日現在 報告受理分のみ列記

街頭啓発活動の様子



「賃金引上げ等の実態に関する調査」に ご協力ください。

厚生労働省

厚生労働省では、「平成30年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する会社組織の民間企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから産業別及び企業規模別に選定した約3,500企業を対象とし、毎年1月から12月までの1年間の常用労働者の賃金改定状況について調査するものです。

調査の結果は、最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議や、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されているほか、社会的関心も高く、非常に重要な調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成30年度 各種助成金について

☆助成金申請手続きについて

4～6月に実施した分は

7月20日が締切です。

提出漏れのないようご注意ください。

※詳しくは、大分県トラック協会ホームページをご覧ください。

平成30年度 運行管理者等一般講習《貨物》の開催について

平成30年度運行管理者等一般講習を下記のとおり開催します。受講対象になります運行管理者の出席をお願いいたします。

なお、この講習は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」に基づく国土交通大臣が認定した講習であることを申し添えます。

記

1. 受講対象者

- (1) 運行管理者（平成29年度に実施した一般講習の未受講者）
- (2) 平成30年度中に新たに選任届出をした運行管理者（基礎講習の受講履歴のない運行管理者については、基礎講習の受講が必要となります）
- (3) 運輸支局から特別講習の受講通知を受けた運行管理者、死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所及び貨物自動車運送事業法等関係法令違反により運輸支局から特別講習の受講通知を受けた営業所に選任されている運行管理者
- (4) 運行管理の補助者等で本講習の受講を希望する方

2. 実施日及び会場 ※気象庁から特別警報が発表された場合は中止いたします

実施日	業態別	会場
9月13日(木)	貨物	大分県トラック会館 5階 大会議室 (大分市向原西1丁目1-27) ※大分県トラック会館の駐車場は無料ですが、数量に制限がありますので、できるだけお乗り合わせでお越してください。 ※大分県トラック会館の駐車場が満車の場合は、大分産業機械技能教習所の有料駐車場（大分土木事務所の北側）が利用できます。受付時にその旨をお伝えいただければ、無料駐車券をお渡しします。
9月27日(木)		
10月18日(木)		
10月25日(木)		
11月8日(木)		
11月15日(木)		
11月29日(木)		
2月7日(木)		
10月3日(水)	貨物	宇佐市勤労者総合福祉センター（さんさん館）1階体育室兼多目的ホール (宇佐市大字四日市391-10 TEL 0978-33-4771)

※平成27年1月より、講習手帳へ貨物・旅客どちらの講習を修了したか区分を示すこととなりました。つきましては、証明希望（貨物または旅客）の対象業態でのご受講をお願いいたします。

3. 指導講習項目及び時間（内容の詳細は講習日当日にご案内いたします）

時 間	講 習 内 容	講習時間
9:00～ 9:50	受 付	
10:00～16:00 (昼休憩1時間を含む)	自動車運送事業に関する法令	5時間
	道路交通に関する法令	
	運行管理の業務に関すること	
	自動車事故防止に関すること	
	自動車運転者の指導及び監督に関すること	
	その他運行管理者として必要な事項	
	修了試問及び補習	

※講習は「貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領」に掲げられた「第一種講師」、「第二種講師」及び「専門講師」が実施いたします。

4. 申し込み方法

- (1) 当機構ホームページからご予約をお願いいたします。<http://www.nasvago.jp>
お申込み後は「予約確認書」のご印刷をお願いいたします。
(受付は「予約確認書」で行いますので忘れないようにお持ちください。)
- (2) インターネット環境が未整備の事業者様は、ご来所もしくは簡易書留（郵便料金は事業者様ご負担）でのお申し込みが可能です。当支所までお問い合わせください。

5. 受講手数料

1名につき3,100円（受講当日に受付にて現金でお支払いをお願いいたします）
※混雑緩和のため、お釣りの出ないようご協力をお願いいたします。
※（公社）大分県トラック協会員事業者様は協会の助成対象となります。

6. 携行品

- (1) 「ナスバ講習予約確認書」（受付時にご提出をお願いいたします）
- (2) 運行管理者等指導講習手帳（受付後に回収いたします）

※初めて運行管理者等指導講習を受講される方には講習手帳を新規発行いたしますので、手帳添付用の写真（無帽、正面上3分身、縦3.0cm、横2.4cm、裏面に氏名を記入）をお持ちください。なお、講習手帳を紛失された方で過去の受講履歴の証明が必要

な方は、事前に再交付申請（有料）をしていただくようお願い申し上げます。受講当日の再交付はいたしかねますので、ご了承をお願いいたします。

(3) 筆記用具

7. 講習受講にかかる注意事項

- (1) 出欠を適切に管理するため、座席は番号による座席指定制となります。
講義中の離席は原則として認められません。
- (2) 講義中は携帯電話、スマートフォン等の通信機器、パソコン等の電子機器の使用、カメラ及びICレコーダー等による撮影・録音は禁止されています。
- (3) 居眠りなど講義を聴いていない状態、私語など他の受講者の迷惑となる行為は禁止されています。
- (4) 上記(1)～(3)に該当する場合には口頭注意を行いますが、二度の注意にもかかわらず改善されない場合には講習未修了となります。
- (5) 未修了扱いとなった場合でも受講手数料は返金いたしません。
※以上5点を国土交通省九州運輸局自動車技術安全部保安環境課より指導されておりますので、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

《お問い合わせは》※平成30年5月8日に移転いたしました。

独立行政法人 自動車事故対策機構 大分支所

〒870-0905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階

TEL 097-558-3155

平成31年度（2019年度）流通経済大学推薦入試について

流通経済大学において、（公社）全日本トラック協会からの推薦入試が実施されます。

本推薦入試は、課題文作成、書類審査及び面談により選考するAO（アドミッションズ・オフィス）入試方式にて行われます。

入学志願者については、流通経済大学 新松戸総合事務センター（担当：望月・藤本 TEL 047-340-0293）まで直接ご連絡いただき、オープンキャンパスへの参加申し込み、AOエントリーを行って下さい。

なお、本様式は、全ト協ホームページの「HOME>会員の皆様へ>平成31年度（2019年度）流通経済大学推薦入試（全ト協推薦）について」からダウンロードできます。

平成31年度（2019年度）流通経済大学における 全ト協推薦入試（AO入試）実施要領について

〈募集学部〉

- 経済学部（経済学科、経営学科）
- 社会学部（社会学科、国際観光学科）
- 流通情報学部（流通情報学科）
- 法学部（ビジネス法学科、自治行政学科）
- スポーツ健康科学部（スポーツ健康科学科、スポーツコミュニケーション学科）

〈出願資格〉

- ① 同大学を第一志望とする者で、高等学校を卒業した者及び平成31年（2019年）3月卒業見込みの者
- ② 各都道府県トラック協会会員事業者の関係者

〈出願書類〉

- ① 入学志願票（所定用紙）
- ② 調査書（開封厳禁）
- ③ 卒業証明書（社会人志願者のみ）
- ④ 健康診断書（社会人のみ、所定用紙）
- ⑤ AO入試面談資料（所定用紙）
- ⑥ AO入試志願者評価書（所定用紙、開封厳禁）
- ⑦ 全ト協推薦書

※「流通経済大学入試試験 全ト協推薦枠受験申請書」を受領後、全ト協より大学へ直接提出いたします。

〈A O入試のプロセス〉

- ① オープンキャンパスや入試相談会に参加して、A Oエントリー（申込み）をします。
- ② エントリーの際、所定用紙に「志望理由」、「大学でやりたいこと」、「自己PR」等を記入・提出、それをもとに面談を受け、認められた場合にエントリー受付完了となり、課題文を渡されます。
- ③ 「A O入試課題文」（本面談参考資料）を作成し、大学教員の添削指導を受けながら課題文を完成させ、出願・本面談（入試）へと進みます。

〈オープンキャンパス日程〉

キャンパス	日 程				
新 松 戸	6/24(日)	7/21(土)	8/4(土)	8/22(水)	9/22(土)
龍ヶ崎	6/24(日)	7/28(土)	8/22(水)	9/9(日)	

※オープンキャンパスにて入試説明とA Oエントリー（申込み）を行います。

※事前予約は不要（10:00受付開始 11:00～16:00実施）

〈A O入試日程〉

	出願期間	試験日	合格発表日	試験場
I 期	8/1(水)～8/2(木)	8/5(日)	8/7(火)	龍ヶ崎 キャンパス
II 期	8/16(木)～9/10(月)	9/15(土)	9/21(金)	
III 期	9/11(火)～10/9(火)	10/13(土)	10/19(金)	
IV 期	10/15(月)～11/12(月)	11/17(土)	11/24(土)	
V 期	11/19(月)～12/10(月)	12/15(土)	12/20(木)	
VI 期	12/17(月)～1/21(月)	1/26(土)	2/1(金)	

※試験日は、A O入試課題文の添削指導の進捗状況により決定します。

※詳しくは、同大学 新松戸総合事務センターへお問い合わせ下さい。

〈選考方法〉

書類審査及び面接

〈志願方法〉

入学志願者は、流通経済大学入試センター（下記）までご連絡をいただき、オープンキャンパスへの参加の申し込み、全ト協推薦枠でのA Oエントリーをお済ませの上、「流通経済大学入学試験 全ト協推薦枠受験申請書」を、簡易書留等にて所属する都道府県トラック協会にご提出ください。

全ト協からの推薦書は、都道府県トラック協会からの「流通経済大学入試試験 全ト協推薦枠受験申請書」を受領後、全ト協から大学に直接提出します。

〈オープンキャンパスへの参加申込及び入試に関するお問い合わせ先〉

流通経済大学 新松戸総合事務センター（入試担当） 担当：望月・藤木

〒270-8555 千葉県松戸市新松戸3-2-1

TEL 047-340-0293 FAX 047-340-0295

会員だより 平成30年度 安全大会を開催

(有)トランスポートサービス・ミエノ

(有)トランスポートサービス・ミエノ（三重野太社長）は6月16日、白杵市の白杵中央公民館において、安全大会を開催した。

大会には、来賓として大分県警白杵津久見警察署交通課渡邊隆行課長並びに大分県トラック協会県南支部中野健造支部長を招き、ドライブレコーダーを活用した事故防止対策や日常点検の重要性についての講演が行われ安全意識の向上に努めた。



三重野社長

全員で記念撮影



安全大会のようす

青年部だより

全国代表者協議会研修会・交流会へ参加

大分県トラック協会青年部の佐藤会長と三重野前会長は、6月13日(水)新宿区「全日本トラック総合会館」にて開催された、標記研修会に参加しました。

会議冒頭では、研修会前に開催された正副部会長会議にて新たに全ト協青年部会長に選任された、結城 賢進氏（関東ブロック）から就任の挨拶がありました。

また、研修会では(公社)全日本トラック協会の松崎常務理事から「トラック運送業界の現状と課題」について講話があり、その後、各県部会長の親睦を深めるため交流会が開催されました。

公益社団法人全日本トラック協会 青年部会



全ト協 結城新部会長

平成30年度 第3回役員会の開催

大分県トラック協会青年部（佐藤政信会長）は、6月21日(木)大分県トラック会館において標記会議を開催しました。

会議では、「トラックの日記念イベント」「物流出前講座」「各委員会担当行事」等について協議を行いました。今回の会議において協議された事項について、関係するトラック協会の委員会に提案することとし、物流出前講座については、西部地区で実施することなどが決議されました。

◇青年部会員を募集しています

- 協会会員事業所で、48歳以下の経営者、後継者及び管理者

【問合せ】 公益社団法人 大分県トラック協会青年部事務局 三好・岡部

電話 097-558-6311 メール miyoshi@ota.or.jp

小売業者が引き取った特定家庭用機器 廃棄物の適正な引渡し等について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、経済産業省ならびに環境省から周知依頼がありましたので、お知らせします。

20180601情第2号
環境総発第1806124号
平成30年6月12日

公益社団法人 全日本トラック協会 会長 殿

経済産業省 商務情報政策局長
環境省 環境再生・資源循環局長

小売業者が引き取った特定家庭用機器 廃棄物の適正な引渡し等について

今般、引越業者であって特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）上の小売業者に該当するものの一部が、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取っていながら、その一部を製造業者等へ引き渡していかなかったことが、経済産業省本省及び環境省本省並びに経済産業局及び地方環境事務所の立入検査で判明し家電リサイクル法第16条第1項の規定に基づく勧告を行いました。

排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物を小売業者が製造業者等に引き渡すことは、家電リサイクル法が定める小売業者の重要な義務であり、引渡しが行われていなかったことは、誠に遺憾であります。

今後も引き続き家電リサイクル法の規定に則して立入検査を実施する所存ですが、貴会におかれましては、下記事項の徹底について貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

なお、本年2月に、引越業者に向けた家電リサイクル法に関するリーフレットを作成しておりますので、周知に当たって御活用ください。

記

1. 引き取った特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡しについて

小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合、又は特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合を除き、家電リサ

イクル法第10条に基づき製造業者等に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡さなければなりません。

なお、「特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合」とは、譲渡先の者が適正にリユースをする又はリユース販売をする場合のみを指すものであり、「リユース利用」又は「リユース販売」を行うと称しつつ、実際にはそれらを行わない者（いわゆる「不用品回収業者」や「スクラップ業者」など）に有償又は無償で譲渡することはこれに該当しません。

2. 特定家庭用機器廃棄物管理票の管理について

小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合、又は特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合を除き、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）に必要な事項を記載し、当該排出者に当該管理票の写しを交付しなければなりません。

【参考】

○引越業者に向けた家電リサイクル法に関するリーフレット

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/recycle_moving.pdf

**引越業者の皆様へ
家電4品目は「正しく」リサイクルしてください**

◆ 家電4品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法の対象品目であり、家電4品目が廃棄物となったもの（以下「廃家電」という。）は、家電リサイクル法等に基づき適切に製造業者等に引き渡す必要があります。

◆ このため、お客様（排出者）から廃家電の処分（引取り）を求められた場合は、次の事項に注意して対応してください。

引越業者がとるべき適切な対応

①引越業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当する場合

小売業者は、家電リサイクル法において、以下の事項を実施しなければなりません。

➢ 消費者（排出者）からの引取義務

- 小売業者は、次の場合には、消費者（排出者）が排出する場所（自宅など）において、消費者（排出者）から廃家電を引き取る義務があります。
 - ア、自らが過去に小売販売をした廃家電の引取りを求められたとき
 - イ、対象機器の小売販売に際し、同種の対象機器に係る廃家電の引取りを求められたとき
- ※ ア・イ以外の場合であっても、廃家電の引取りを行うことが可能です。ただし、引取りを行った場合には、下記の引取義務や管理票の交付・管理・保管等義務が発生します。



➢ 製造業者等への引取義務

- 小売業者は、廃家電を引き取ったときは、次の場合を除き、指定引取場所に運搬し、製造業者等に引き渡す義務があります。
 - ① 自ら製品としてリユースする場合
 - ② 当該廃家電を製品としてリユースする者（ex.消費者）に有償又は無償で譲渡する場合
 - ③ 当該廃家電を製品としてリユース販売する者（ex.リユース業者）に有償又は無償で譲渡する場合
- ※ ③については、販売先が廃家電（リユース）をリユース販売する場合のみが指すものであり、リユース利用又は「リユース販売」と呼ぶつつ、実際にはそれを行わない者（いわゆる「不用品回収業者」）に有償又は無償で譲渡することはこれに該当しません。

➢ このほか、収集運搬料金の公表・応答（リサイクル料金を含む。）義務や、管理票（家電リサイクル券）の交付・管理・保管等義務があります。

家電リサイクル法上の小売業者の義務についての詳細は、下記ページに掲載されている小売業者の義務に関する資料を御覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryousyu.html

②引越業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当しない場合

➢ 廃家電の収集運搬を行うことができる一定の場合を除き、引越業者は、廃家電の運搬を行うことができません。引越し予定のお客様に対しては、前もって、家電4品目を処分する場合には、当該家電4品目を購入した小売業者などに依頼するか、小売業者に引取義務がない廃家電については市区町村に相談するよう伝えてください。

※ 小売業者や市区町村の引取りは、引越しの日の前日に依頼されても対応できません。引越しを行うお客様は前もって廃家電の処分の手配を行うよう伝えてください。

➢ なお、家電リサイクル法上の小売業者に該当しない引越業者が、廃家電の運搬を行うことができる場合は、一般廃棄物収集運搬許可（事業所から排出される廃家電については、産業廃棄物収集運搬許可）を有する場合などです。

③引越しを考えているお客様に対して、廃家電の適正排出を依頼してください

廃家電については家電リサイクル法等に則した適正な排出を行うよう、引越しを考えているお客様に依頼してください。（引越しを行う消費者的な責任を御負ってください。）

引越業者がしてはいけないこと


➢ 廃家電の収集運搬を行うことができない引越業者が収集運搬を行った場合、廃棄物処理法に違反します。また、廃家電の収集運搬を行うことができる引越業者が、引き取った廃家電を製造業者等に引き渡さずに違法な回収業者等に引き渡した場合、家電リサイクル法又は廃棄物処理法に違反します。



消費者 → 引越業者（収集運搬を行うことができる場合） → 指定引取場所

消費者 → 引越業者 → 不用品回収 → 不法投棄

[経済産業省の家電リサイクル法特設サイト（消費者向けサイト）](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html)


経済産業省 商務情報政策局 情報産業課 環境リサイクル室
 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室

平成30年2月作成

運送事業者との適正取引及び労働時間のルールへの御理解と御協力をお願い

関係行政から九州各県の運送荷主（15,513社）に対して、適正取引や労働時間に関する啓發文書が発信されましたので、お知らせいたします。

国土交通省 九州運輸局／厚生労働省 九州・沖縄地区労働局
経済産業省 九州経済産業局／公正取引委員会 事務総局 九州事務所
農林水産省 九州農政局／内閣府 沖縄総合事務局

トラック運送事業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、全産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあることなどから、物流を支える運転者の確保が宅配事業を始め難しくなっているところです。

このため、政府全体で働き方改革を進める中で、必要な関連制度の見直しや支援措置について省庁横断的な検討を行い、総合的に推進しているところです。

国土交通省、厚生労働省、経済産業省及び公正取引委員会においては、取引環境の適正化等を強力に推進し、長時間労働を是正するための環境を整えるため、また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合もあるため、運送委託者の皆様に向けたリーフレット等を作成し周知・啓発を図っているところでありますが、今般、農林水産省等の荷主所管省庁とも連携し再度、荷主への働きかけを強力に行っていくこととしました。

つきましては、趣旨を御理解いただき、社内周知等に御協力を賜りたく、お願い申し上げます。

【問い合わせ先】

○国土交通省 九州運輸局 自動車交通部 貨物課

☎ 092-472-2528

○厚生労働省 九州・沖縄地区労働局 労働基準部監督課

☎ (福岡) 092-411-4862 (佐賀) 0952-32-7169

(長崎) 095-801-0030 (熊本) 096-355-3181

(大分) 097-536-3212 (宮崎) 0985-38-8834

(鹿児島) 099-223-8277 (沖縄) 098-868-4303

○経済産業省 九州経済産業局 産業部 中小企業課

☎ 092-482-5450

○公正取引委員会 事務総局 九州事務所

☎ 092-431-5881

○農林水産省 九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課

☎ 096-211-9111 (内線 4360)

○内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課

☎ 098-866-1836

コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る 傘下事業者への再協力依頼について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、国土交通省自動車局から周知依頼がありましたので、お知らせします。

事務連絡
平成30年6月25日

公益社団法人 全日本トラック協会 御中

国土交通省自動車局貨物課

コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る 傘下事業者への再協力依頼について

平成30年3月29日付けの事務連絡「コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る傘下事業者への協力依頼について」において、周知の依頼をさせていただいておりました。

平成30年6月16日に公表された大阪府での確認事例においては、ヒアリと疑われるアリが確認されたものの、完全に駆除されないままコンテナが移動されたほか、事業者作業員等がアリに刺されるという事態も生じています。

これを受けて、環境省からコンテナへのヒアリ侵入防止等に係る発見時の防除と拡散防止を安全かつ適切に実施していただくため、ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合の対応等について、周知するよう依頼がありましたので、貴協会におかれましては、傘下事業者に対し改めて周知いただくようお願いいたします。

なお、コンテナ開封時におけるヒアリの点検方法及びヒアリと疑われるものの発見時の対応については、別紙の事業者向けのヒアリ対応のリーフレットも併せてご参照いただきますようお願いいたします。

【関係官署連絡先】

○大分県生活環境部 ☎ 097-536-1111

コンテナ開封時における ヒアリの点検方法について

本リーフレットは、平成30年1月環境省作成の「ヒアリの防除に関する基本的考え方」及び「ヒアリ同定マニュアル」をもとに、港湾、空港、物流等における事業者の皆様がヒアリの点検を行う際に参考としていただけるよう、ポイントを整理したものです。なお、今後の研究成果等により、適宜改訂していく予定です。ヒアリの点検は、コンテナの保管方法に応じて、安全に留意し、可能な範囲で実施してください。

ヒアリの特徴

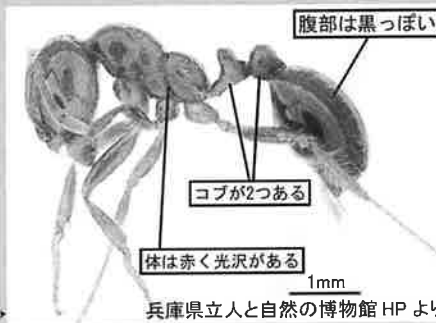
【体の色】

- ・全体に赤っぽい
- ・腹部（おしり）のみが黒っぽい
- ・体の表面に光沢がある
- ・コブ（腹柄節）が2つある

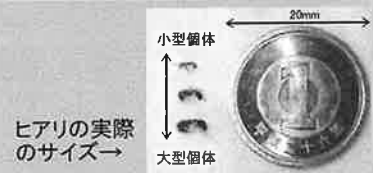
【体の大きさ】

- ・2.5～6.0mm 前後（参考：一円玉の直径は20mm）
- ・色々な大きさのアリが混じっている

顕微鏡でみたヒアリの側面→



兵庫県立人と自然の博物館 HP より



より詳しいヒアリの見分け方については、右のQRコードより、環境省の「ヒアリ同定マニュアル」を参考にしてください。



テバンニング作業時のチェック箇所

◎：重点的にチェックする箇所 ○：開封前にチェックすることが望ましい箇所（コンテナ内でヒアリが発見された場合は確認）



◎ 扉の周辺

- ・扉の接合部の隙間からアリが出入りしていないか（赤線部）？
- ・傷んだゴムパッキンの隙間からアリが出入りしていないか？



◎ 積荷周り

- ・積荷の表面、積荷同士の隙間にアリがいないか？
- ・梱包材（ダンボール、木枠等）にアリが付着していないか？



◎ 床板・内壁・天井・通気口（内）

- ・床上にアリがいないか？→特に傷んだ床板の隙間、四隅や壁際のエッジ部分（矢印部・赤線部）は念入りにチェック。
- ・内壁、天井にアリがいないか？
- ・通気口の穴（矢印部）からアリが出入りしていないか？



○ 通気口（外）

- ・通気口の穴（矢印部）からアリが出入りしていないか？



○ コーナーキャスティング周辺

- ・コーナーキャスティングの周りでアリが歩いているか？
- ・フック穴（矢印部）の内部にアリが隠れていないか？



○ 外壁・フレーム

- ・外壁、柱、サイドレール、梁等に沿ってアリが歩いているか？
- ・フレーム下面やフォークリフトポケットに付着した土砂にアリが混入していないか（矢印部）？

※点検の際は、長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないように十分注意して下さい。
※土砂やアスファルト片の下をチェックする際には、スコップ等を使用して下さい。

空テナメンテナンス時のチェック箇所



床板・内壁・天井

- ・床上にアリがいないか？→特に傷んだ床板の隙間、四隅や壁際のエッジ部分（矢印部・赤線部）は念入りにチェック。
- ・内壁、天井にアリがいないか？



扉の周辺

- ・扉の接合部の隙間からアリが出入りしていないか（赤線部）？
- ・傷んだゴムパッキンの隙間からアリが出入りしていないか？



通気口

- ・通気口の穴からアリが出入りしていないか（矢印部）？内側と外側の両方をチェック。



外壁・屋根・フレーム

- ・柱、サイドレール、梁等に沿ってアリが歩いているか？
- ・フレーム下面やフォークリフトポケットに付着した土砂にアリが混入していないか（矢印部）？
- ・外壁・屋根をアリが歩いているか？



コーナーキャスティング周辺

- ・コーナーキャスティングの周りでアリが歩いているか？
- ・フック穴（矢印部）の内部にアリが隠れていないか？



参考：パネルの亀裂

補足：テナの補修について

- ・ヒアリの侵入を防止するため、パネルの亀裂、床板の腐食等があるテナは補修することが望ましい。

※ヒアリは腐食した床板の中に潜んでいることがあります。

※ゲートチェックを行う作業員の方も、作業に差し支えない範囲で上記箇所の確認をお願いします。

テナ内の点検時に注意すること



点検作業イメージ

- ・テナ内の点検をする時は、ライト等で照らしながらおこなう。
- ・空テナ点検時は、木槌で床の四隅をたたく、床板を踏みならす等の振動を与えて、床板の隙間に潜むアリが出てこないかチェック。

※出てきたヒアリには十分注意して下さい！

テバン後・メンテナンス時にテナ内を清掃する方へ



参考：テナ床上で発見されたヒアリの死骸

- ・掃き掃除や水洗いの衝撃でヒアリが床板の隙間等から出てきていないかチェック。
- ・掃き集めたゴミの中にヒアリが混入していないかチェック（死骸でも報告する）。

※ヒアリは死骸でも毒針が刺さることがあるので、素手で触らないで下さい！

屋外のテナでヒアリを発見した場合

ヒアリが地面へ逃げ出していないか？



- ・テナの揚げ降ろしで舗装に発生した亀裂や窪みの中、アスファルト片、土砂の下は念入りにチェック。

※手袋を着用し、スコップ等を使用して下さい！

※点検の際は、長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないように十分注意して下さい。
※土砂やアスファルト片の下をチェックする際には、スコップ等を使用して下さい。

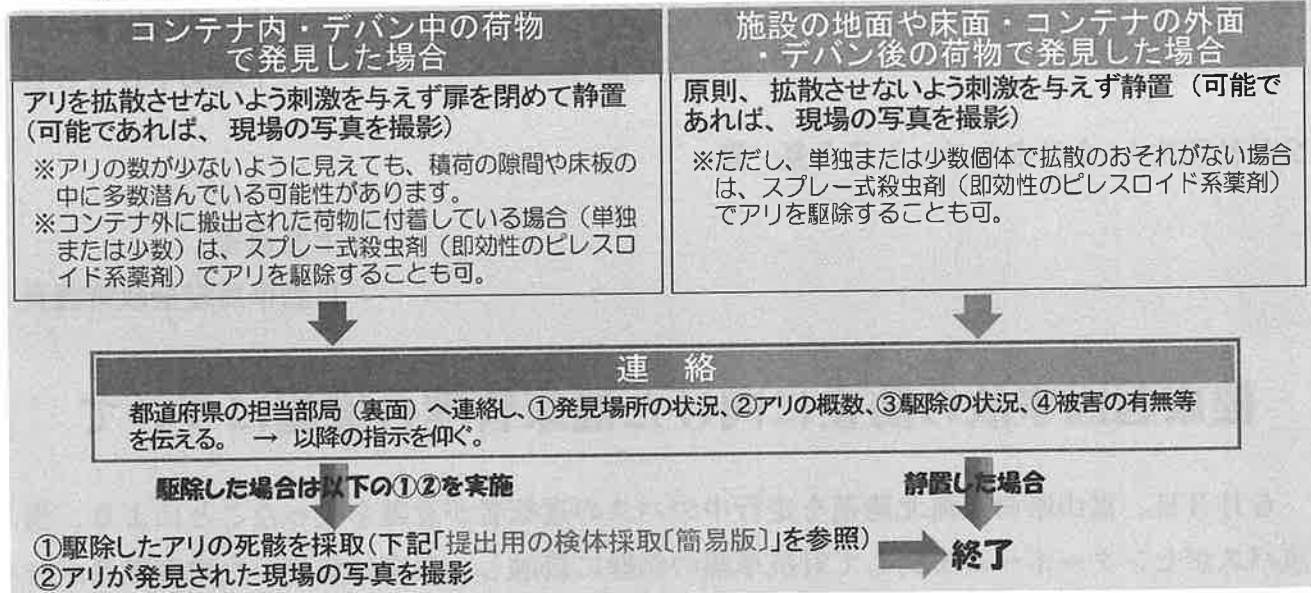
平成30年4月発行：国土交通省

ヒアリ発見時の対応

本リーフレットは、平成30年1月環境省作成の「ヒアリの防除に関する基本的考え方」及び「ヒアリ同定マニュアル」をもとに、港湾、空港、物流等における事業者の皆様がヒアリの発見した際に参考としていただけるよう、ポイントを整理したものです。なお、今後の研究成果等により、適宜改訂していく予定です。ヒアリ発見時の対応は、コンテナの保管方法に応じて、安全に留意し、可能な範囲で実施してください。

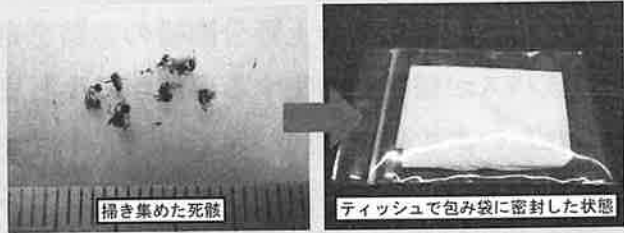
I. 実施する事項

※発見されたアリが死骸のみの場合は、**連絡**へ



提出用の検体採取〔簡易版〕

- ①駆除したアリはハケ等で丁寧に集める（アリが全て死んでいることを確認）。
 - ②可能な限りゴミを除き、潰れないようティッシュで軽く包み、チャック付きポリ袋等に入れて密閉。
 - ③発見日や発見場所等を書いたメモを添えて、宅配便等で送付（送付先は都道府県の担当部局〔裏面〕に問い合わせる）。
- ※ヒアリは死骸でも毒針が刺さることがあるので、素手で触らないこと。生き残りのアリには、十分注意すること。



II. 地面でアリの発見した場合に可能なら実施する事項

都道府県や環境省の担当者が現場に到着するまでの間、可能なら以下を実施。

・周辺※の空コンテナについて

安全に開閉可能な最下段のコンテナ内部を確認

・周辺※の実入りコンテナについて

最下段のコンテナ外部（特に扉周囲、通気口）を確認

同じアリの発見

「I. 実施する事項」と同様の対応

※25m以内（目安として40ftコンテナの長辺2本分、短辺10本分以内）

※環境省等の指示等に備えて実施するのが望ましい事項

侵入コンテナが特定できる場合
(コンテナ内やデバン中の荷物で発見)

- 《想定される環境省等からの指示・要請》
- ・当該コンテナの経路特定
 - ・当該コンテナの駆除処理等に伴う移動制限
 - ・周辺区域の駆除処理とモニタリング調査実施への協力

侵入コンテナが特定できない場合
(施設の地面や床面で発見)

- 《想定される環境省等からの指示・要請》
- ・発見場所周辺の複数のコンテナの移動制限
 - ・周辺区域の駆除処理とモニタリング調査実施への協力

連絡・調整

上記を踏まえ、施設管理者を通じて関連各位（荷主、前後の物流業者、船会社等）に連絡・調整しておくことが望ましい。

赤：コンテナ内やデバン中の荷物で発見 青：施設の地面や床面で発見

健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、国土交通省自動車局から周知依頼がありましたので、お知らせします。

国自安第35号

平成30年6月8日

公益社団法人 全日本トラック協会長 殿

国土交通省

自動車局安全政策課長

健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について

6月3日、富山県の東海北陸道を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより、当該バスがセンターポールを倒して対抗車線の側壁に接触し、異変に気づいた乗客数名がハンドルとブレーキを操作することによりバスを停車させた事故が発生しました。また、6月1日にも、東京都の上野公園横の道路を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより当該バスが側壁に衝突する事故が発生しました。

これらの事故の原因については調査中ですが、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事故については、毎年多く発生しており、国土交通省としては、自動車運送事業者に対して、法令に基づく運転者の健康診断の実施を始めとした運転者に対する健康管理を適切に行っていただくため、次の手引き書を策定し、運転者の健康起因事故防止のための取組を行っていただくことを推奨しています。

各団体なおかれましては、この機会に改めて傘下会員に対して、このマニュアル等による運転者の健康管理を適切に実施いただけるよう周知徹底をお願いします。

○「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」

(平成22年7月策定、平成26年4月改訂)

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/resource/data/h26_3.pdf

○「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」

(平成15年6月策定、平成19年6月及び平成27年8月改訂)

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/data/sas_manual.pdf

○「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」

(平成30年2月策定)

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/data/brain-medical_guideline.pdf

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、厚生労働省労働基準局から周知依頼がありましたので、お知らせします。

基発0601 第2号

平成30年6月1日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格段のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、平成29年の労働災害発生状況を見ると、労働災害による死亡者数は978人ですが、このうち、202人が道路上における交通事故によるものです。この死亡災害の半数以上が、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車保有する事業場以外の事業場で発生していることを踏まえて、第13次労働災害防止計画においても、バス、トラック、タクシー等の事業者はもとより、それ以外の事業者に対し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に定めた取組の徹底を図るなど、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう重点的に取り組むこととしています。

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「改善基準勧告」等とあいまって、交通労働災害の防止を図るための指針となるものであり、これに基づき、安全管理体制の確立、適正な労働時間等の管理や走行管理、安全衛生教育の実施、意識の高揚、荷主・元請け事業者による配慮、自動車運転者の健康管理の実施等について、お願いしてきたところです。

平成30年4月20日、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第40号）が公布され、本日より施行されることを踏まえ、ガイドラインの一部を別紙（新旧対照表）のとおり改正します。

つきましては、貴会におかれましても、改正点を含め本ガイドラインの趣旨をご理解の上、会員事業場に対してその周知徹底を図られるなど、①睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間の管理、②乗務開始前の点呼等の実施、③早朝時間帯の走行を可能な限り避けるような走行計画の作成を始めとした、交通労働災害防止対策の推進に特段のご配慮をいただくようお願い申し上げます。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」

(平成20年4月3日付基発第0403001号別添) の新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施</p> <p>3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置</p> <p>(1) 点呼等の実施</p> <p>事業者は、安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、疾病、<u>疲労、睡眠不足</u>、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録すること。</p> <p>また、事業者は、乗務開始前24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認すること。</p> <p>なお、点呼は対面によるものとするが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で実施して差し支えないこと。</p>	<p>第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施</p> <p>3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置</p> <p>(1) 点呼等の実施</p> <p>事業者は、安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、疾病、<u>疲労、飲酒</u>その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録すること。</p> <p>また、事業者は、乗務開始前24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認すること。</p> <p>なお、点呼は対面によるものとするが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で実施して差し支えないこと。</p>

【ホームページ】

厚生労働省 職場のあんぜんサイト > 交通労働災害の現状と防止対策

> リンク集 > 交通労働災害防止のためのガイドライン (平成30年6月1日改正)

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/oinformation/koutsuu-guideline_h30.pdf

●国 税 だ よ り

○税務署でのご相談は予約を

税務署でのご相談は、事前のご予約をお願いします。

国税について面談による相談を希望される場合や電話等での回答が困難な場合

には、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいた上で、所轄の税務署においてご相談をお受けしております。

ご予約の際には、お名前・ご住所・相談内容等をお伺いいたします。

○一般取引資料せんの提出について

税務署では、適正公平な課税のため、法人や個人の事業者の皆様へ「売上、仕入、費用及びリベート等」に関する資料（「一般取引資料せん」といいます。）の提出をお願いしております。

「一般取引資料せん」がお手元に届い

た際には、ご協力をお願いします。

なお、「一般取引資料せん」は、Excel形式で作成し、光ディスク等により提出することも可能です。

ご不明な点は、熊本国税局ホームページ（www.nta.go.jp/kumamoto）又は「熊本国税局」で「検索」をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

○タックスアンサーのご利用方法等について

タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の税務相談室です。

よくあるご質問に対する回答を、税金の種類ごとに調べることができますので、ご利用ください。

◇パソコンから

（www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm）

◇携帯電話から

（www.nta.jp/m/taxanswer）

また、インターネットによるサービスのほか、国税に関する一般的な相談を国税局の「電話相談センター」で集中的に受け付けております。

最寄りの税務署にお電話いただき、音声案内に従い「1」番を選択していただければ、「電話相談センター」につながります。その後、相談税目に応じた番号をご案内し相談をお受けしていますので、ご利用ください。

○大分税務署 （電話 097-532-4171）※自動音声案内

大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

平成30年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表

区別	試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日	
	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	8月	9月
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科(学科・実技)	6日	26H	97,200	4,461		10日～14日と 18日
		実技のみ	6日	9H	88,560			
技能講習	車両系建設機械 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 (3ヶ月以上)	2日	14H	48,600	1,400	20日～21日	3日～4日 26日～27日
		全科(学科・実技)	6日	38H	91,800	1,400	2日～3日と 6日～9日 23日～24日と 27日～30日	10日～14日と 18日
	解体用 登録第3-21号	車両系(整地等及び 旧解体用)技能講習所持者	1日	5H	16,200	1,540	1日 24日	10日 28日
	不整地運搬車 登録第3-23号	車両系(整地等)技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	34,560	1,540	16日～17日	25日～26日
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式 クレーン技能講習所持者	2日	12H	36,720	1,850	20日～21日	3日～4日 18日～19日
		普通運転免許所持者	3日	14H	37,800	1,850	20日～22日	3日～5日 18日～20日
		普通運転免許なし	3日	17H	46,440	1,850		
	小型移動式クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上ク技能講習 クレーン免許所持者	3日	16H	41,040	1,340	21日～23日	11日～13日
		免除なし	3日	20H	45,360	1,340		
	玉掛 登録第41号	小ク・床上ク技能講習 移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	19,440	1,645	8日～10日 29日～31日	5日～7日 19日～21日
免除なし		3日	19H	23,760	1,645			
フォークリフト 登録第4-1号	フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者(キャ タピラ限定なし)	2日	11H	16,200	1,620	20日と24日	3日と7日 25日と10月1日	
		4日	31H	29,160	1,620	1班	20日～23日	3日～6日 25日～28日
	2班					20日と 27日～29日	3日と 10日～12日 25日と 10月2日～4日	
	土・日						1日～2日と 8日～9日	
普通運転免許なし	5日	35H	30,240	1,620				
シヨベル 登録第4-2号	大型特殊免許所持者(キャ タピラ限定なし)	2日	11H	15,120	1,620	受講希望者が一定の人数に 達した時点で実施を検討し ます。		
	大型・中型・普通運転 免許所持者	5日	31H	31,320	1,620			
特別教育	クレーン等(吊り上げ過重5トン未満)		2日	13H	11,880	1,645	16日～17日	5日～6日 19日～20日
	小型車両系(機体質量3トン未満)		2日	13H	11,880	1,340		25日～26日
	ローラー(制限なし)		2日	10H	11,880	1,340	27日～28日	18日～19日
	フォークリフト(最大荷重1トン未満)		2日	12H	11,880	1,620		
職長・安全衛生責任者教育			2日	14H	11,880	1,512	6日～7日 29日～30日	27日～28日
熱中症予防労働衛生教育			1日	3.5H	4,320	1,404		

☆建設業もあわせ営んでいる会員の皆様

技能講習について次の会社は助成金制度の適用があります。
建設労働者確保育成助成金(大分労働局 大分助成金センター)

- 1 中小建設事業主であること。
- 2 雇用保険料が「建設の事業」の料率であること。
- 3 受講者が被保険者であること。
- 4 労働保険料を滞納していないこと。

(問い合わせ先)

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

一般社団法人 **大分産業機械技能教習所**
〒870-0905 大分市向原西1-5-11

☎ (097) 554-2246
FAX (097) 554-2248

陸災防だより

講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。(2ヶ月前から受付開始)

- ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名) 平成30年10月16日(火)・17日(水)
大分労働局長登録・登録番号第48-5号 平成31年1月24日(木)・25日(金)
- ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員各30名) 平成30年7月18日(水)
- ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員各30名) 平成30年9月14日(金)
- ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員各20名) 平成30年10月5日(金)

※各々定員になり次第締め切ります。

【受講料等のご案内】

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	(はい付け、はい崩し実務経験3年以上)	8,640円	1,543円
積卸し作業指揮者		7,560円	1,852円
車両系荷役運搬機械		7,560円	1,852円
交通労働災害防止管理担当者	(要：運行管理者基礎講習修了証の写)	5,400円	1,543円

※5月1日からテキスト価格が改定されていますが、今年度は掲載している価格での取扱いと致します。

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。

※上記金額は全て税込です。消費税改正の際には、金額が変更になります。

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書換は「[技能講習修了証明書発行事務局](#)」での手続きとなります。(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

〔問い合わせ先〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm
 写真の裏に氏名
 を記入のこと。
 デジカメ 不可
 カラーコピー 不可
写真1枚
 (貼らないこと)

受講年月日	自 平成 年 月 日	受講講習名
	至 平成 年 月 日	

フリガナ 氏名	男・女	※ 修了証 交付	番号 年月日	第 号 平成 年 月 日
生年月日	昭和 年 月 日 平成			
現住所	〒 [][][] - [][][][]		TEL	- -
			携帯電話	- -
			FAX	- -
勤務先 所在地	〒 [][][] - [][][][]		TEL	- -
			FAX	- -
フリガナ 名称			※ 事業主 証明	昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月まで 経験 年 ヶ月 (印)

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。
 2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
 (特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。)

申込年月日	平成 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	(印)

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
	入金日 / 受講料	テキスト代	合計	円	

お知らせ

第一・第三土曜日の開業について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年度における当機構業務の土曜日開業につきまして第一・第三土曜日の開業日をお知らせいたします。ぜひご利用ください。

なお、開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日とさせていただきますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇ 平成30年度 土曜開業日カレンダー ◇

8月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

9月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

(注:数字のみは開業日、■は休業日、○は祝日・休日を表しています)

独立行政法人 自動車事故対策機構 大 分 支 所

〒870-00905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階
 ☎ 097-558-3155 fax 097-558-3156
<http://www.nasva.go.jp>

総務省九州総合通信局からのお知らせ

よお！不法電波使ってねえだろうな？

総務省九州総合通信局では、電波を正しく利用していただくための広報活動及び不法無線局の取締りを強化しています。

電波は、テレビやラジオの放送や携帯電話などの身近なものから、飛行機や船、警察、消防・救急の無線などの社会や生活の安全に関わるものまで、暮らしのいたるところで使われています。

しかし、ルールを守らない不法な無線局によって、テレビやラジオの受信に障害を与えたり、携帯電話の通話を妨害したりするなど暮らしに悪影響を及ぼすだけでなく、警察、消防・防災行政無線など人命に関わる重要な無線に対する混信・妨害が発生するなど、私たちの生活をおびやかしています。

不法無線局を開設・運用すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、また不法電波等で公共の無線通信を妨害すると5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処せられます。

電波には免許が、無線機には技適マークが必要です。誰もが安心して利用できるようにするため、一人ひとりがルール（電波法）を守ってクリーンな電波環境を作りましょう。

電波のことなら
九州総合通信局へ



デンパ君

問合せ先

■九州総合通信局

HP <http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

- 不法無線局、混信・妨害……TEL:096-312-8255
- 受信障害(テレビ・ラジオ)……TEL:096-326-7873
- 電波利用料……TEL:096-326-7843
- その他行政相談……TEL:096-326-7819

「時間外労働等改善助成金」 (時間外労働上限設定コース)のご案内

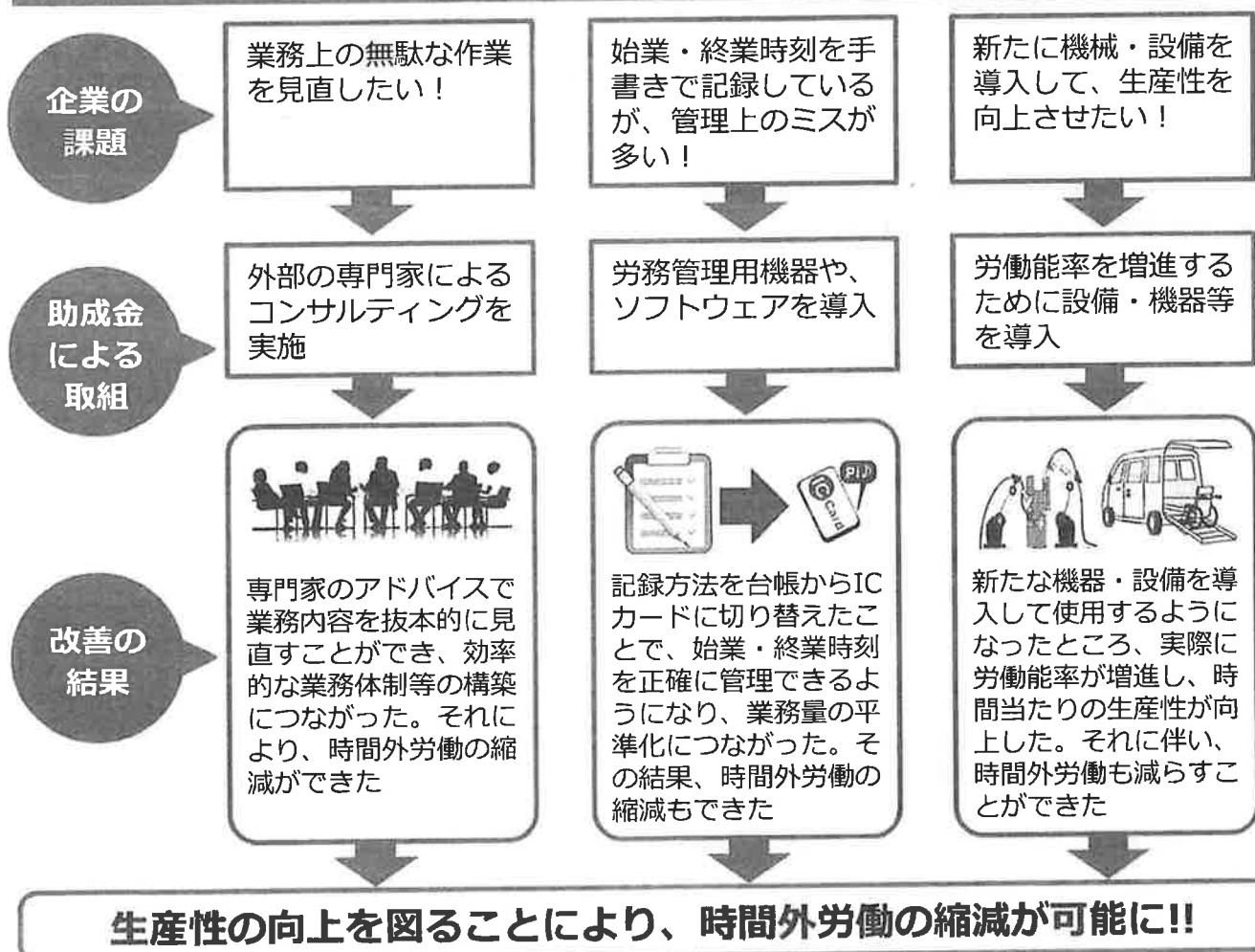
時間外労働の上限時間を適切に設定し長時間労働を見直すことで、働く方の健康や、ワーク・ライフ・バランスを確保しながら、生産性を向上させることが可能となります。

このコースは、長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

▶ 平成30年度から、以下のとおり助成内容を拡充しました

- 上限額を最大150万円までに引上げ
- 更に、週休2日制とした場合に上限額を加算（助成金の合計は200万円まで）
- 一定の要件を満たした場合に、助成率を 3/4 から 4/5 に上乘せ
- 建設の事業、自動車運転業務に係る事業等、限度基準告示の適用除外業種も申請対象に追加
- 業務研修、人材確保等のための費用等、助成対象となる取組を追加

課題別にみる助成金の活用事例



助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

また、ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 におたずねください。



労働局の所在地一覧は、厚生労働省HPに掲載しています。
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

時間外労働等改善助成金

検索

時間外労働上限設定コースの助成内容

対象事業主

平成28年度又は平成29年度において「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定を締結している事業場を有する中小企業事業主（※1）で、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者（単月に複数名行った場合も可）がいること。

（※1）中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新(※3)
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)

(※2) 研修には、業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

利用の流れ

申請書の記載方法については、申請マニュアルをご活用ください。

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は12月3日(月))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請(締切は2月15日(金))

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定した全ての事業場において、平成30年度又は平成31年度に有効な36協定の延長する労働時間数を短縮して、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督署へ届出を行うこと。

- ① 時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定
- ② 時間外労働時間数で月45時間を超え月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定
- ③ 時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数及び法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定

上記の成果目標に加えて、週休2日制の導入に向けて、4週当たり5日から8日以上範囲内で休日を増加させることを成果目標に加えることができます。

支給額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

助成額	以下のいずれか低い額
	I 1企業当たりの上限200万円 II 上限設定の上限額及び休日加算額の合計額 III 対象経費の合計額×補助率3/4(※4) (※4) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【IIの上限額】

上限設定の上限額

事業実施後に設定する時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数		
	ア 時間外労働時間数等が月80時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場	イ 時間外労働時間数で月60時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場(アに該当する場合を除く)	ウ 時間外労働時間数で月45時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場(ア、イに該当する場合を除く)
成果目標①	150万円	100万円	50万円
成果目標②	100万円	50万円	—
成果目標③	50万円	—	—

休日加算額

事業実施後	事業実施前			
	4週当たり4日	4週当たり5日	4週当たり6日	4週当たり7日
4週当たり8日	100万円	75万円	50万円	25万円
4週当たり7日	75万円	50万円	25万円	—
4週当たり6日	50万円	25万円	—	—
4週当たり5日	25万円	—	—	—

(H30.4)

「時間外労働等改善助成金」 (勤務間インターバル導入コース)のご案内

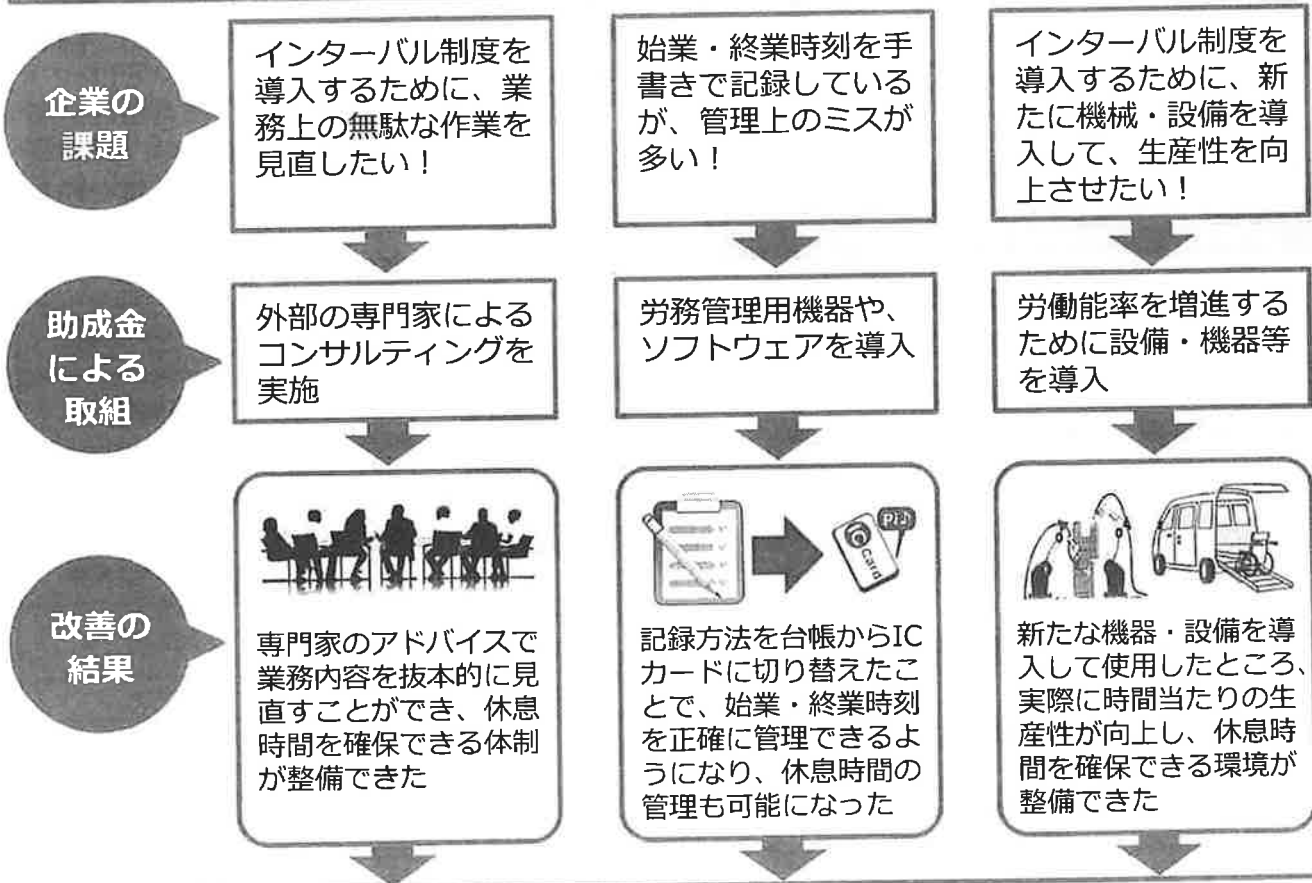
「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休憩時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るものです。

このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

▶ 平成30年度から、以下のとおり助成内容を拡充しました

- 一定の要件を満たした場合に、助成率を 3/4 から 4/5 に上乘せして支給
- 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入、業務研修、人材確保等のための費用等、助成対象となる取組を追加

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上などを図ることにより、勤務間インターバルを導入 !!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

また、ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 におたずねください。



労働局の所在地一覧は、厚生労働省HPに掲載しています。
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

時間外労働等改善助成金

検索

勤務間インターバル導入コースの助成内容

対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であり、次の①から③のいずれかに該当する事業場を有する中小企業事業主(※1)であること

- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
- ② 既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- ③ 既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

(※1) 中小企業事業主の範囲
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A		B	
	資本または出資額	常時使用する労働者		
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下		
サービス業	5,000万円以下	100人以下		
卸売業	1億円以下	100人以下		
その他の業種	3億円以下	300人以下		

支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新(※3)
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)

(※2) 研修には、業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

- **新規導入**【対象事業主が①に該当する場合】
新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。
- **適用範囲の拡大**【対象事業主が②に該当する場合】
対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること
- **時間延長**【対象事業主が③に該当する場合】
所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休憩時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。

支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。補助率と上限額については、「新規導入」に該当するものがある場合は表1により、「適用範囲の拡大」又は「時間延長」のみの場合は表2により、最も短い休憩時間数に応じたものになります。

【表1】新規導入に該当するものがある場合

休憩時間数(※4)	補助率(※5)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	40万円
11時間以上	3/4	50万円

【表2】適用範囲の拡大・時間延長のみの場合

休憩時間数(※4)	補助率(※5)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	20万円
11時間以上	3/4	25万円

(※4) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

(※5) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。

利用の流れ

申請書の記載方法については、申請マニュアルをご活用ください。

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は12月3日(月))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請(締切は2月15日(金))

「時間外労働等改善助成金」 （職場意識改善コース）のご案内

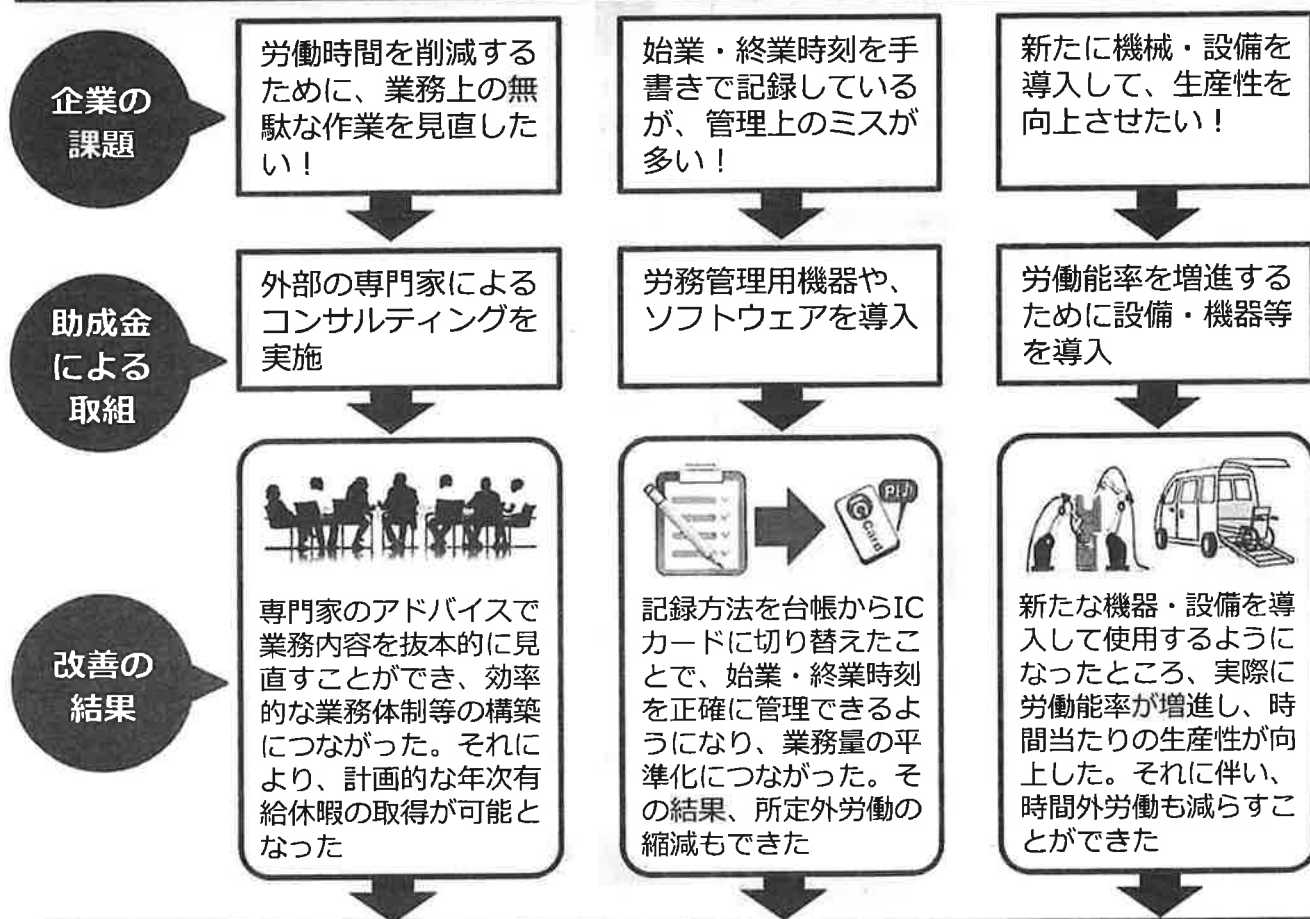
「ワーク・ライフ・バランス」実現のため、週労働時間60時間以上の雇用者の割合5%、年次有給休暇取得率70%の達成（平成32年目標）を目指しています。

このコースでは、生産性の向上などを図ることにより、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

▶ 平成30年度から、以下のとおり助成内容を拡充しました

- 年次有給休暇を取得促進した場合、上限額を最大150万円までに引上げ
- 一定の要件の元で、助成率を 3/4 から 4/5に上乘せ
- 業務研修、人材確保等のための費用等、助成対象となる取組を追加

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることにより、ワーク・ライフ・バランスを推進!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

また、ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 におたずねください。



労働局の所在地一覧は、厚生労働省HPに掲載しています。
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

時間外労働等改善助成金

検索

職場意識改善コースの助成内容

対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であり、次のいずれかに該当する事業主であること

- ① 雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であり、かつ月間平均所定外労働時間が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取組む意欲がある中小企業事業主(※1)
- ② 労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており(特例措置対象事業場(※2))、かつ、所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主(※1)

(※1) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A	B
	資本または出資額	常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

(※2) 特例措置対象事業場とは、常時10人未満の労働者を使用する以下の業種の事業場が対象です。

① 商業	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
② 映画・演劇業	映写、演劇その他興行の事業。映画の製作の事業を除く。
③ 保健衛生業	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
④ 接客娯楽業	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※3)
- ② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新(※4)
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※4)

(※3) 研修には、業務研修も含まれます。

(※4) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

●対象事業主が①に該当する場合(※5)

- ア 年次有給休暇の取得促進
労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を4日以上増加させる
- イ 所定外労働の削減
労働者の月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減させる

●対象事業主が②に該当する場合

事業主が事業実施計画において指定した全ての事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とする

(※5) 事業主が事業実施計画で指定した3か月間について成果目標の達成状況を評価します

支給額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

助成額	対象経費の合計額×補助率(※6)
	※6 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5
	※7 上限額を超える場合は上限額

●対象事業主が①の場合

成果目標の達成状況	補助率	1企業当たりの上限額
両方とも達成し、かつ年次有給休暇の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合	3/4	150万円
両方とも達成	3/4	100万円
いずれか一方を達成し、かつ年次有給休暇の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合	5/8	133万円
いずれか一方を達成	5/8	83万円
いずれも未達成	1/2	67万円

●対象事業主が②の場合

成果目標の達成状況	補助率	1企業当たりの上限額
達成	3/4	50万円

利用の流れ

申請書の記載方法については、申請マニュアルをご活用ください。

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は10月1日(月))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請(締切は2月15日(金))

(H30.4)

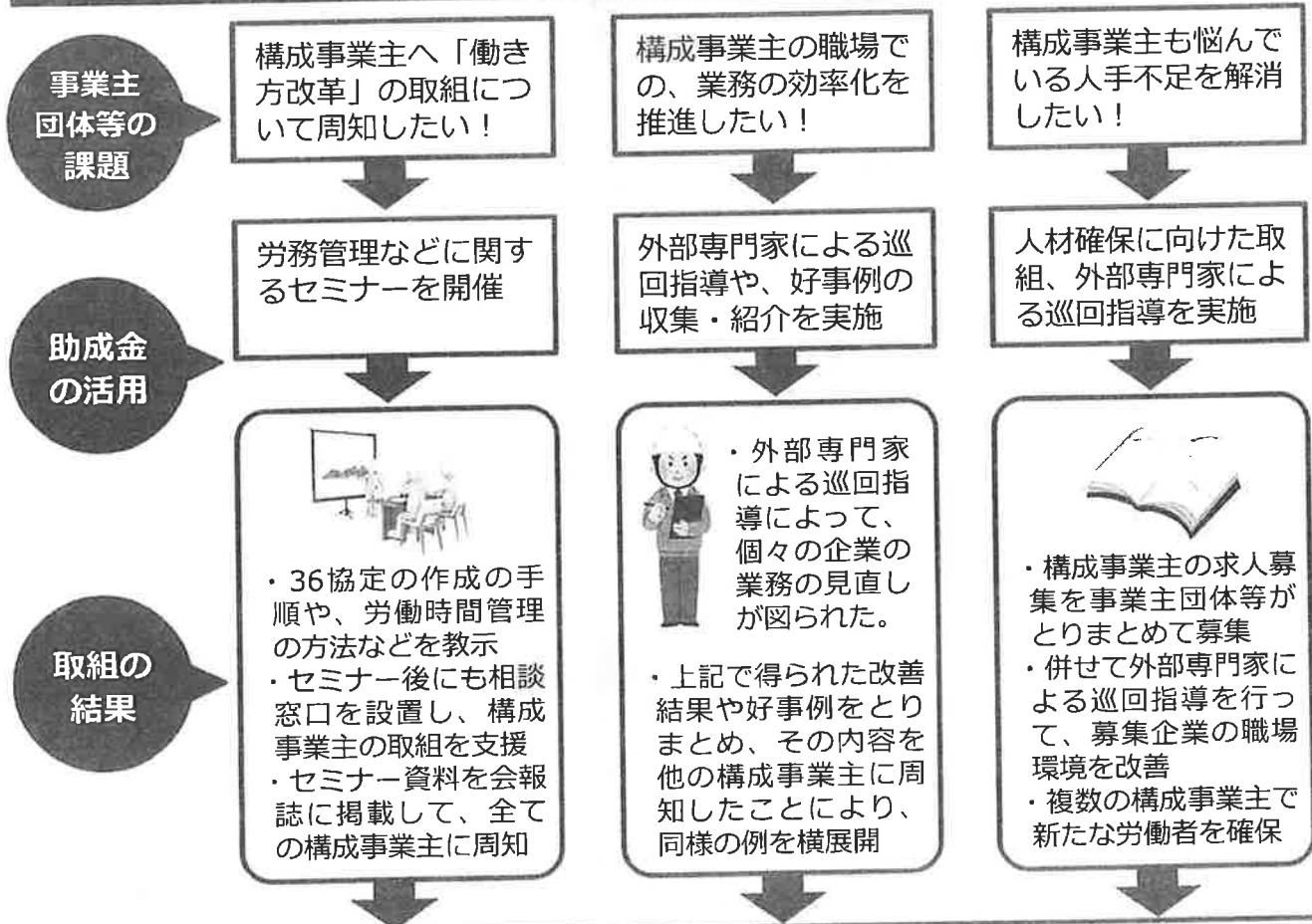
「時間外労働等改善助成金」 団体推進コース（新設）のご案内

この「団体推進コース」は、今年度から新設された助成金コースです!!

中小企業事業主の団体や、その連合団体（以下「事業主団体等」といいます）が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して重点的に助成金を支給します。

このコースでは、事業主団体等の皆さまを支援するとともに、構成事業主の皆さまを応援することを目指しています。業界の活性化のためにも、是非ご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



構成事業主による労働時間設定等の改善推進に向け、環境を整備!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

また、ご不明な点やご質問がございましたら、事業主団体等の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 におたずねください。



労働局の所在地一覧は、厚生労働省HPに掲載しています。
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

時間外労働等改善助成金

検索

団体推進コースの助成内容

対象事業主

3事業主以上で構成する、次のいずれかに該当する事業主団体等(※1)であること

① 事業主団体

ア 法律で規定する団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、一般社団法人及び一般財団法人）

イ 上記以外の事業主団体（一定の要件有）

② 共同事業主

共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を作成していることの要件を満たすこと。

(※1) 事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1以上である必要があります。

中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件を満たす中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 市場調査の事業
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ③ 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験（労働費用を除く）の事業
- ④ 下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先との調整の事業
- ⑤ 販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業
- ⑦ セミナーの開催等の事業
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置等の事業
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取組の事業

成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

【成果目標】 支給対象となる取組内容について、事業主団体等が事業実施計画で定める時間外労働の削減又は賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組又は取組結果を活用すること。

支給額

上記「成果目標」の達成に向けて取り組んだ場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費を支給します。

助成額	以下のいずれか低い方の額 ① 対象経費の合計額(※2) ② 総事業費から収入額(※3)を控除した額 ③ 上限額(※4)
-----	--

(※2) 支給対象の取組ごとに上限額を定めています。

(※3) 例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当します。

(※4) 上限額は以下のとおりです。

① 原則、上限額は500万円

② 都道府県単位又は複数の都道府県単位で構成する事業主団体等（傘下企業が10者以上）に該当する場合は、上限額は1,000万円

利用の流れ

申請書の記載方法については、申請マニュアルをご活用ください。

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出（締切は8月31日（金））

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請（締切は2月15日（金））

新入会員紹介

下記の方が、入会されましたので、ご紹介します。

会社名 入会年月日・支部	代表者名	種別	営業所の位置	車両数					TEL
				普	小	被	霊	計	FAX
(株)エクシト 平成30年6月15日	甲斐 健太	一般	大分市大字常行87番地の2	7				7	097-521-2626 097-521-2626

会員名簿訂正方のお願い

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
4	(有)ユタカ産業運輸大分営業所	(株)ユタカ産業運輸大分営業所	名称の変更
16	(有)東京運送 佐藤 英一	中原 寿博	代表者の変更
27	トランスキャリア 宇佐市大字南敷田238番地の1	(株)トランスキャリア 宇佐市大字赤尾852番地	譲渡譲受 住所の変更
30	西日本ダイハツ運輸(株)大分営業所 松本 信也	吹出 修一	代表者の変更
39	(有)ユタカ産業運輸	(株)ユタカ産業運輸	名称の変更

燃料情報

平成30年5月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価格(円/ℓ)

	価格(県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	127.0	104.0	112.1
ローリー平均	119.5	98.1	99.7
カード平均	107.9	99.7	107.9

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	8	23.5
出 光	6	17.6
昭 和 シ ェ ル	4	11.8
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	5	14.7
そ の 他	11	32.4
合 計	34	100.0

区分	月	29年												30年				
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5					
スタンド 平均	大分	93.1	93.3	94.1	96.1	99.1	103.3	104.8	104.9	105.6	105.1	108.1	112.1					
	全国	89.9	90.5	90.7	91.6	94.8	98.2	99.4	102.7	102.2	101.2	101.9	106.7					
ローリー 平均	大分	83.1	83.9	84.2	85.4	88.5	92.6	93.2	96.7	96.2	95.3	97.5	99.7					
	全国	81.3	81.8	82.2	83.1	86.5	91.1	92.6	95.5	94.9	93.4	95.7	100.8					
カード 平均	大分	89.4	89.7	89.9	90.9	94.1	98.6	99.7	101.9	102.1	101.0	103.0	107.9					
	全国	88.7	88.9	89.2	89.8	92.8	97.4	98.4	101.4	100.6	99.5	100.0	106.2					

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)

注) スタンド:スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表

(平成30年5月)

平成30年6月25日現在
(公社)全日本トラック協会

平成30年5月

単純計算表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	108.59	102.42	107.13

平成30年5月

元売別集計表

地区:九州(沖縄除)

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JX日鉱日石	109.68	101.63	109.23
出光	109.07	102.21	108.78
昭和シェル	109.51	102.80	105.17
エクソンモービル			
キグナス			
コスモ	108.50	100.60	104.48
その他	106.72	104.10	106.56

平成30年5月

購入量別集計表

地区:九州(沖縄除)

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	108.93	102.32	107.25
30～50キロリットル未満	106.05	103.69	108.57
50～100キロリットル未満	105.00	102.08	106.95
100キロリットル以上		100.40	103.95

平成30年5月

支払期限別集計表

地区:九州(沖縄除)

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	108.12	101.35	107.62
30～60日未満	108.46	102.82	106.29
60日以上	109.83	102.31	111.08

軽油価格推移表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
平成30年1月	104.96	96.90	102.75
平成30年2月	103.95	96.17	101.39
平成30年3月	104.10	93.93	100.54
平成30年4月	104.62	96.20	102.25
平成30年5月	108.59	102.42	107.13

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（7月16日～8月15日）

日	曜	行 事
16	月	海の日
17	火	交通・環境対策委員会（13:30 中会議室）、全国専務理事業務連絡会議（14:00 JRホテルクレメント高松）、大分県総合防災訓練第1回実行委員会（15:00 豊後大野支所隣保館）
18	水	運行管理者等基礎講習（10:00 大分県トラック会館）20日まで、陸災防 積卸し作業指揮者安全教育（9:00 大分県トラック会館）
19	木	
20	金	公益・一般法人7月定例講座（13:30 福岡朝日ビル）
21	土	
22	日	
23	月	
24	火	
25	水	おおいたトラックふれ愛デイ実行委員会（13:30 中会議室）
26	木	陸災防 全国支部事務局長会議（13:30 メルパルク東京）
27	金	全ト協 広報業務担当者会議（14:00 JRホテルクレメント高松）、全ト協 セメント部会（15:00 大阪駅前第3ビル）
28	土	トラックドライバー・コンテスト大分県大会（9:00 大分県トラック会館）
29	日	
30	月	全ト協 経営改善・情報化委員会（13:30 全日本トラック総合会館）
31	火	
8/1	水	全ト協 食料品部会（15:00 名鉄ニューグランドホテル）
2	木	
3	金	
4	土	大分県フォークリフト運転競技大会（8:30 大分産業機械技能教習所）
5	日	運行管理者試験対策研修会（8:30 大分県トラック会館）
6	月	
7	火	
8	水	緊急物資輸送担当者研修（15:00 中部トラック総合研修センター）10日まで
9	木	交付金・近代化委員会（13:30 大分県トラック会館）
10	金	
11	土	山の日
12	日	
13	月	
14	火	
15	水	

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

平成 年 月 日

		単 位	単価 (円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本タイプ)	1冊 (100枚)	170	
2	運転日報 (応用タイプ)	1冊 (100枚)	320	
3	乗務日報	1冊 (100枚)	270	
4	日常点検記録簿 (トラック用)	1冊	150	
5	〃 (トラクタ・トレーラー用)	1冊	150	
6	点呼記録 (12名・A様式:途中点呼あり)	1冊 (100枚)	350	
7	点呼記録 (12名・B様式:途中点呼なし)	1冊 (100枚)	350	
8	点呼記録 (25名・A様式:途中点呼あり)	1冊 (100枚)	600	
9	点呼記録 (25名・B様式:途中点呼なし)	1冊 (100枚)	600	
10	点呼記録 ファイル (12名用)	1個	1,300	
11	点呼記録 ファイル (25名用)	1個	1,800	
12	点検整備記録簿 (A4判・2枚複写)	1冊	300	
13	車両管理台帳綴 (A4判)	1冊	220	
14	運転者台帳 (労働者台帳)	50枚	500	
15	運転者台帳 (労働者台帳) 索引	1枚	25	
16	運転者台帳用ファイル (索引付)	1個	800	
17	運行管理者	1枚	50	
18	整備管理者	1枚	50	
19	事故報告書 (4枚複写)	1セット	200	
20	運行管理規程	1冊	200	
21	整備管理規程	1冊	150	
22	ゼロ旗 (大)	1枚	1,500	
23	安全旗 (大)	1枚	1,500	
24	運行指示書 (2枚複写)	30組	400	
25	〃 (2枚複写・30組)	1冊	480	
26	事業報告書	1冊	100	
27	タコチャート紙 M-7-120	1個	600	
28	M-7-140	1個	600	
29	L-7-120	1個	600	
30	L-7-140	1個	600	
31	M-26-120	1個	600	
32	M-26-140	1個	600	
33	標準貨物自動車運送約款 (掲示用)	1枚	108	

ご住所 (〒 -)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

宿毛フェリー

宿毛（すくも）⇄（さいき）佐伯

宿毛のりば

	宿毛港発	佐伯港着
①	00:30	03:40
②	08:00	11:10
③	16:00	19:10

佐伯のりば

	佐伯港発	宿毛港着
①	04:10	07:20
②	12:00	15:10
③	20:50	00:00



料金表(燃料調整金別途必要となります)

旅客運賃	
1 等	3,600 円
2 等	2,570 円

ファミリー室料	5,140 円
---------	---------

小荷物運賃	
10kg以下	720 円
10～20kg以下	1,440 円
20～30kg以下	2,160 円

特殊手荷物運賃(運転者運賃含まない)	
自転車・小児用車両等	1,340 円
原付及び二輪自動車(125cc以下)	2,570 円
二輪自動車(125ccを超えるもの)	4,110 円

車両運賃	
3m未満	7,410 円
3m～4m未満	9,930 円
4m～5m未満	12,240 円
5m～6m未満	14,660 円
6m～7m未満	16,970 円
7m～8m未満	19,340 円
8m～9m未満	21,700 円
9m～10m未満	24,170 円
10m～11m未満	26,380 円
11m～12m未満	28,800 円
1m増すごとに	2,420 円

平成26年4月1日改正

お問合せ

宿毛港

〒788-0013
高知県宿毛市片島9番34号
電話番号:0880-62-1100
FAX 番号:0880-62-1200

佐伯港

〒876-0801
大分県佐伯市葛港1-1
電話番号:0972-22-7345
FAX 番号:0972-23-7345

小学生児童 絵画コンクール 作品募集

10月9日は
「トラックの日」



テーマ
「みらいのトラック
ゆめのトラック」

平成30年
9月7日(金)
必着

こんなトラック
あったらいいな～

平成 29 年度最優秀賞
題名「空気あつで
動くトラック」

大分市立春日町小学校3年生
孔井 露山土彩海さんの作品



対 象

大分県内の小学生

応募要項

四つ切り画用紙にて応募して下さい。
クレヨン水彩など画材は自由です。
1人何作品でも応募可能です。

募集部門

低学年の部 (1・2年生)
中学年の部 (3・4年生)
高学年の部 (5・6年生)

応募先

〒870-0905 大分市向原西 1-1-27 (公社)大分県トラック協会
※作品は折らずにご応募下さい。

各 賞

〈最優秀賞〉全部門から 1名
〈金 賞〉各部門ごとに1名 計3名
〈銀 賞〉各部門ごとに2名 計6名
〈銅 賞〉各部門ごとに3名 計9名
〈佳 作〉主催者、審査員が状況に応じて人数を決定
副賞 図書カード

表彰式

平成 30 年 9 月 23 日 (日) に TOS ハウジングメッセで開催する
「おいたトラックふれ愛ディ」にて行います。

主催 公益社団法人 **大分県トラック協会**

〒870-0905 大分市向原西1-1-27 TEL (097)558-6311 <http://www.ota.or.jp>

後 援 九州運輸局大分運輸支局・大分県教育委員会